

〈別紙 1〉

介護老人保健施設・船橋ケアセンターのご案内及び重要事項説明書

(2026年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名：船橋ケアセンター
- ・開設年月日：平成5年11月1日
- ・所在地：船橋市高野台5丁目741-6
- ・電話：047-449-7007 ・FAX：047-449-7011
- ・管理者名：山吹 啓介
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1252880037号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

〔介護老人保健施設・船橋ケアセンターの運営方針〕

介護老人保健施設・船橋ケアセンターは、介護保険法及び関係法令に基づき、要支援又は要介護状態と認定された利用者に対し、個人の能力に応じた、自立した生活が送れるように支援するとともに、ご家庭への復帰を目指し、様々な介護保健施設サービスを提供できるように、職員一同万全の体制をもって事業の運営にあたります。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1	1		利用者の診療・健康管理等に関すること
・看護職員	10	8	1	利用者の健康チェック、健康指導等
・薬剤師		2		医薬品のチェック、薬剤指導など
・介護職員	36	21	6	利用者の介護全般業務、介護指導等
・支援相談員	4			利用者及び家族の相談、情報提供等
・理学療法士	11			利用者の機能回復訓練、指導等
・作業療法士	4			利用者の作業回復訓練、指導等
・言語聴覚士	1	1		利用者の言語、嚥下障害の訓練、指導等
・管理栄養士	3			栄養の管理及び指導、献立表作成等
・介護支援専門員	1	1		介護認定者のケアプラン作成、調整
・事務職員	7			施設会計、公文書作成及び保管、施設管理
・その他		7		利用者送迎等

- (4) 入所定員等 ・定員 120名
・療養室： ・個室 6室 ・多床室 29室

- (5) 通所定員 50名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーションの立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂で召し上がって頂きます。）
朝食 8：00～ 8：30
昼食 12：00～12：30
夕食 18：00～18：30
- ⑤ 入浴（一般入浴のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
入所利用者は、週に最低2回ご利用頂きます。但し利用者の身体状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 日常生活上の介護サービス
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 理美容サービス（原則月1回実施します）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・北総白井病院
 - ・白井市根 325-2-1 電話047-492-1001
- ・協力歯科医療機関
 - ・タマキ歯科医院
 - ・白井市富士 1-59 電話047-446-9900

※緊急時の連絡先

尚、緊急の場合には、「船橋ケアセンター利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会の際は、2階・3階のサービスステーションにお申し出下さい。

面会時間：月曜日～金曜日 10：00～18：00

土曜、日曜、祝日 10：00～17：00

※感染症対策のため対応時間等が変更となっておりますので
随時ホームページにてご確認ください

- ・外出、外泊の時は、事前に許可証をサービスステーションにお出し下さい。
- ・火気の取り扱いには、ご注意ください。
- ・敷地内は全面禁煙です。
- ・設備・備品の取扱いは、丁重にお願いいたします。
- ・所持品・備品等の持ち込みは事前にご相談ください。

※持ち込みされた所持品・備品等の紛失・破損等に関しましては、当施設において
一切の責任は負えません。

※持ち込みされた所持品・備品等の使用に関しまして、スタッフの指示に従って
いただきますようお願い申し上げます。

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために以下の事項は禁止させていただきます。禁止事項が守られない場合は、利用解除・終了となる場合がございます。

- ・金銭、貴重品等の持ち込み ・危険物等の持ち込み ・飲酒及び飲食物の持ち込み
- ・宗教活動 ・特定の政治活動 ・営利行為 ・喫煙（敷地内禁煙）
- ・ペットの持ち込み

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、水バケツ等
- ・消災訓練 年2回（夜間想定訓練1回含む）

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。

（電話：047-449-7007 内線：116・117）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せ頂ければ、速やかに対応いたします。受付に
備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただく事もできます。

8. 当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。

9. 介護保険給付以外に自己負担金としていただくものがあります。

詳細は、別紙にてご説明いたします。

10. 送迎について

- ・通常の送迎の実施区域は、船橋市、白井市、鎌ヶ谷市です。
- ・当施設の職員が、室内での介助は行わないことになっておりますのでご了承下さい。

11. 第三者評価実施・・・なし

〈別紙 2〉

船橋ケアセンター短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護について

1. 介護保険証の確認

ご利用の申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料

※介護保険制度では、要介護認定による要介護度の程度によって利用料が異なります。

※詳細は、別紙『施設利用料のご案内』にてご確認ください。

(2) 各種加算 利用料金表もご参照ください

- ・ 重度療養管理加算 1 日につき 1 2 0 単位
要介護度 4、5 であり医学的管理を利用者に対し計画的に医学的管理を行い
必要な処置等を行った場合
- ・ 総合医学管理加算 利用中 1 0 日を限度 2 7 5 単位
治療管理を目的とした計画行うこととなっていない短期入所であって、診療方針を定め
投薬、検査、処置などを行った場合
- ・ 口腔連携強化加算 月に 1 回を限度 5 0 単位
事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合に利用者の同意を得て歯科医療
機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合
- ・ 緊急時治療管理 月に 3 日を限度 5 1 8 単位
病状が重篤になり救命救急医療が必要となった利用者に対し応急的な治療管理として
投薬、注射、検査、処置等が行われた場合

- ・生産性向上推進体制加算 1月につき (Ⅰ) 100単位 (Ⅱ) 10単位
見守り機器等のテクノロジーを導入・活用し、利用者の安全や介護サービスの質の確保
及び職員の負担軽減に資する取り組みを行った場合
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ
提供総単位数に9.7%を乗じた単位数

(2) その他の料金

- ①食費 朝食：550円 昼食：800円 夕食：650円
- ②居住費 1日当たり 多床室：670円 個室：1,870円
- ③個室・特別室料 1日当たり 2,200円
テレビ、流し台、冷蔵庫等
- ④理美容代 2,500円～
- ⑤送迎費用（通常の送迎区域以外） 1,000円（片道）
- ⑥電気使用料（税込み） 55円／1日

(3) 支払い方法

- ・毎月16日（現金）、22日（口座振替）に前月分の請求書を発行いたします。
窓口でお支払いいただいた際にはその場で領収書を発行いたします。
- ・お支払いは、原則銀行口座振替でお願いいたします。振替日は請求した翌月の8日となります。難しい場合は、現金、銀行振り込み等のご相談をいたします。その場合は請求した月の末日までにお支払いください。